

占用物件の維持管理は万全ですか？

～安全性の確認、点検結果の報告等が義務化されました～

以前より全ての占用物件を対象として、道路占用者の占用物件に対する維持管理が義務づけられていますが、道路法施行規則が改正され、令和8年4月1日から、安全を確認した旨の報告および必要と認める場合、点検結果等について報告することが義務化されます。

＜道路法施行規則第4条の5の5＞

道路の構造や交通に支障を及ぼす占用物件の例



ブラケットの腐食による落下の危険のある看板
(国土交通省HPより)



地下埋設物に起因する歩道の陥没

適切な管理がなされていない場合、道路管理者より、道路占用者に対し、

○報告・立入検査を求める

＜道路法第72条の2第1項＞

○点検、修繕等の措置を命じる

＜道路法第39条の9＞

ことがあります

※上記に応じなかった場合には、拘禁刑又は罰金が課されることがあります

＜道路法第103条等＞

法令、許可条件を遵守し、日頃から占用物件の適切な維持管理をお願いします。

道路占用者の維持管理義務について周知

- (1) 道路占用者は、占用物件について適切な維持管理をしなければなりません。
(道路法第39条の8、施行規則第4条の5の5第一号関係)
- (2) 適切な維持管理をしていないと認められる場合、道路管理者から損傷箇所の修繕のほか、類似の条件下にある占用物件の点検及びその結果の報告を命ぜられることがあります。【NEW】
(道路法第39条の9、施行規則第4条の5の5の第一号関係)
- (3) 占用期間が満了し、これを更新しようとするときは、当該占用物件の安全性を確認した旨を報告しなければなりません。 占用期間が5年を超える電柱、電線及び水管、下水道管等並びに跨道橋にあっては、許可を受けた日から起算して5年を経過したときも同様に報告しなければなりません。【NEW】
(道路法第39条の8、施行規則第4条の5の5第二号イ、ロ関係)
- (4) 電柱、電線及び水管、下水道管等を占用する場合、点検の実施に係る計画、実施状況及び結果、その他維持管理の状況に関する事項のうち、道路管理者(協議会等が組織されている場合は当該協議会等)が必要と認めるものについて道路管理者が定める期間に1回の頻度で報告しなければなりません。【NEW】
(道路法第39条の8、施行規則第4条の5の5第三号関係)
- (5) 道路占用者は道路管理者から占用物件の維持管理の状況等について報告を求められることがあります。また、道路占用者の事務所に立ち入り書類等の検査を行う事があります。これらの報告をしない、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、若しくは妨げたときには30万円以下の罰金に処せられます。
(道路法第72条の2第1項、第106条第八号関係)
- (6) 道路占用者が道路法の規定に違反した場合には、占用許可の取消などがあるほか、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金等に処されます。
(道路法71条第1項第一号、第二号、第103条第二号、第104条第七号関係)

※【NEW】は令和8年4月1日から新たに課される内容

国の管理する道路に関する占用申請は“道路占用システム”が便利です。

URL <https://www.doro-senyo.go.jp/top/top.html>

道路占用システム

検索

